

2015年3月27日

各位

会社名 サントリー食品インターナショナル株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 鳥井 信宏  
 (コード番号：2587 東証一部)  
 問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
 市本 徹雄  
 (TEL. 03-3275-7022)

### 支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせします。

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2014年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
サントリー ホールディングス(株)	親会社	59.48	—	59.48	該当なし
寿不動産(株)	親会社	—	59.48	59.48	該当なし

#### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称	サントリーホールディングス株式会社
その理由	当社の筆頭株主であり、議決権の59.48%を保有しているため。

#### 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係及び取引関係

- (1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等との人的・資金的関係及び取引関係  
 サントリーホールディングス株式会社（以下、同社。大阪府大阪市北区 資本金 70,000 百万円）は、当社の親会社であり、当社議決権の 59.48%（うち合算対象分なし）を所有する筆頭株主であります。

2015年3月27日現在、当社の取締役8名のうち代表取締役社長鳥井信宏が同社の取締役を兼任しています。また、同社の専務取締役1名が当社の取締役を兼務しています。

(役員・取締役の兼務状況)

(2015年3月27日現在)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役社長 (代表取締役)	鳥井 信宏	取締役	事業会社代表として、親会社の意思決定過程に参画するため
取締役	肥塚 眞一郎	専務取締役	当社グループの経営について適切な意見ならびに助言を得るため

なお、同社は、寿不動産株式会社の子会社であるため、寿不動産株式会社も当社の親会社に該当します。

また、同社を中心とするサントリーグループは2014年12月31日現在330社（同社及び親会社1社とその子会社及び関連会社328社）で構成され、食品・酒類の製造及び販売、さらにその他の事業活動を行っております。

同社を中心とするサントリーグループと当社グループとの主な取引関係は下記のとおりです。

取引内容	取引先
製品輸送業務の委託	サントリーロジスティクス(株)
ブランドロイヤリティの支払	サントリーホールディングス(株)
間接業務の委託（物流、調達、お客様対応等）	サントリービジネスエキスパート(株)
コーヒー豆の仕入	サンカフェ(株)

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット

当社グループは、同社の企業グループとは異なる事業を営んでおり、事業上の制約はございません。また、同社の企業グループとの間に、製品輸送業務の委託、ブランドロイヤリティの支払い等の取引を行っております。これらの取引は、各種取引においてスケールメリットを享受できることや同社の持つ強力なブランドである「サントリー」を使用できることなど、当社グループにとってメリットがあるものです。

当社は、同社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはありません。

(3) 親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社の親会社である同社は当社発行済普通株式の59.48%を所有し、当社取締役及び監査役の選解任、合併その他の組織再編の承認、重要な事業の譲渡、当社定款の変更及び剰余金の配当等の当社の基本的事項についての決定権又は拒否権を有しています。株主総会の承認が必要となる全ての事項の決定に関して、他の株主の意向にかかわらず同社が影響を与える可能性があります。なお、事前承認事項はなく、当社が独自に経営の意思決定を行っております。

当社従業員のうち、役職者以外の正社員の一定程度は同社からの出向社員です。2014年12月末日時点で、同社から当社へ出向している社員は272名います。当社グループの役職者は当社に在籍しています。なお、その他の従業員につきましては同社の雇用とし、役職者へと昇進した時に当社へ転籍させるものとしています。

当社グループは、同社との間でコーポレートブランド「サントリー」についての使用許諾契約を締結しており、これに基づき「サントリー」の名称・ブランドを使用することを許諾されています。当該契約に基づく「サントリー」の使用については、当社がサントリーグループに属していることが条件となっています。なお、当社は当該契約に基づき同社にロイヤリティーの支払を行っています。今後、当社が同社の子会社でなくなったこと等を理由として当該使用許諾が終了した場合、当社グループの企業イメージやマーケティング活動に影響を及ぼす可能性があり、また、当社グループの独自ブランドを構築するために莫大な投資を行わなければならない可能性があります。

当社は、従来サントリーグループのグループ会社貸付金制度を利用し、同社より資金の借入れを行っていましたが、資金の調達や運用という点においてもサントリーグループからの独立性を確保するため、金融機関からの借入への切替えを完了しています。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策

当社は、同社からの兼務取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち同社の兼務取締役は半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあります。

(5) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社と同社とは、人的・資本的關係等において密接な関係にあります。が、事業活動および経営判断については、当社の責任のもとに意思決定を行い、業務執行しており、独立性が確保されていると認識しています。また、親会社の事前承認事項はございません。

4. 支配株主等との取引に関する事項

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

該当事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社グループにおきましては、少数株主の利益保護のため、支配株主との取引においては取引条件及びその決定方法の妥当性等について、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、支配株主から独立した当社独自の判断で事業展開を図っています。また、支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うことなく、少数株主の保護に努めてまいります。

以 上